



平成 29 年 7 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 マルマエ  
代表者名 代表取締役社長 前田 俊一  
(コード番号：6264 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理部長 藤山 敏久  
(TEL. 0996-64-2900)

### 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに 親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行及び自己株式の処分に伴い、親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

#### 【本資金調達目的】

当社は昭和 40 年の創業以来、タンク製造及び配管等の溶接事業を主な事業としておりましたが、平成 9 年 9 月、当社代表取締役社長である前田俊一が経営していたオートバイのレース用部品製造を主たる事業とする個人企業“T'sM'sR & D”の事業を当社が引継ぎ、R & D 事業部の設置を起点として精密加工部品を製造する切削加工事業へ転換いたしました。その後、小型高精度機から国内最大クラスの門型 5 面加工機まで幅広い工作機械を駆使し、オートバイのレース用部品、発電所用蒸気タービン部品、防衛庁向け部品、医療装置部品、産業用ロボット部品、F P D ( 1 ) 製造装置関連部品、半導体製造装置関連部品及び太陽電池製造装置関連部品へ展開して参りました。現在は、主に半導体製造装置と F P D 製造装置に使用されるチャンバーや電極等の真空パーツの製造が主力となっております。

当社の主な販売分野である半導体業界におきましては、ロジック系半導体に対しては微細化投資が続いたほか、データセンターサーバーの S S D ( 2 ) 化等の需要拡大を背景に、3 D N A N D ( 3 ) を中心として投資拡大が積極的に行われてきました。F P D 業界におきましては、国内の中小型液晶パネル向けの設備投資が一段落したことで一時的に低迷しましたが、中国向けの第 10.5 世代大型パネル向けの設備投資需要が拡大してきました。

このような経済状況のもと、当社では以下の取組みを推進しております。

半導体市場の関連分野及び消耗品分野への拡大

当社の属する半導体と F P D の市場は景気変動に伴い大幅な需要の変動が起こります。これらの変動に対応するために、半導体市場の関連分野及びメーカーの設備投資動向に左右されない安定的な販売が見込める消耗品分野への拡大に向けた営業を展開しております。

参入障壁の高い部品の受注拡大と低コスト・高品質な生産管理体制の構築

当社の属する精密部品業界は多数の同業他社がひしめく、非常に参入業者の多い厳しい競争のある業界です。参入障壁の低い案件は競争から価格は低下します。そのような業界の中で、当社は要求品質が高く複雑な形状であることから高い参入障壁を持つ真空パーツへ取り組み受注拡大を狙い、また、独創的な製造手法や継続的な生産性改善手法等を組み合わせ、独自の生産方式(マルマエ生産方式)によりコスト低減を続け、市場価格の低下に先回りした対応を行っております。また、各種製造装置の部品製造には切削加工だけでなく、溶接加工、ガンドリル加工、組立、輸送など、さまざまな工程と設備、ノウ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ハウが必要であり、これら複数の工程を一貫受注できるよう生産設備を増強しております。この一貫受注により、輸送コストが安い上に納期コントロールがしやすく、仕様変更にも迅速に対応できるほか、製造履歴の管理が徹底できることで、少量多品種の部品製造業としては高度な品質管理を行っております。

今般の調達資金は、上記取組みをさらに推進すべく、半導体市場の関連分野及び消耗品分野への拡大に向けた生産能力増強のための本社と関東事業所の工場増設用の土地取得、建物建設資金及び高い参入障壁を持つ真空パーツの受注拡大と低コスト・高品質な生産管理を可能にする生産設備等の購入資金並びに既存の有利子負債の返済に充当する予定であります。

これにより、当社の中長期的な成長及び収益力の強化を図ると共に、景気変動に伴う大幅な需要の変動に対応できる財務基盤を確立し、更なる企業価値向上を目指してまいります。

- ( 1 ) F P D .....Flat Panel Display の略で薄型テレビの総称。
- ( 2 ) S S D .....Solid State Drive の略でハードディスクドライブに代わるメモリを使ったドライブ。
- ( 3 ) 3 D N A N D .....チップ上にメモリセルを立体的に積層することで、2 D N A N D に比べて高集積化を可能にしたもの。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

・新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 560,000 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 8 月 1 日（火）から平成 29 年 8 月 4 日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、S M B C 日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 8 月 8 日（火）から平成 29 年 8 月 14 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込証拠金 1 株につき発行価格（募集価格）と同一の金額
- (10) 申込株数単位 100 株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長前田俊一に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 656,700 株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込証拠金 1 株につき処分価格（募集価格）と同一の金額
- (9) 申込株数単位 100 株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格） その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長前田俊一に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 182,500 株  
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又は本売出しが全く行われな場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 S M B C 日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況等を勘案し、一般募集の主幹事会社である S M B C 日興証券株式会社が当社株主である前田俊一（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長前田俊一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)(後記【ご参考】1.をご参照)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 182,500 株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 S M B C 日興証券株式会社 182,500 株
- (5) 申込期日 平成 29 年 8 月 25 日(金)
- (6) 払込期日 平成 29 年 8 月 28 日(月)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長前田俊一に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、182,500株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成29年7月24日（月）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成29年8月23日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成29年8月1日（火）の場合、「平成29年8月4日（金）から平成29年8月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成29年8月2日（水）の場合、「平成29年8月5日（土）から平成29年8月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成29年8月3日（木）の場合、「平成29年8月8日（火）から平成29年8月23日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成29年8月4日（金）の場合、「平成29年8月9日（水）から平成29年8月23日（水）までの間」

となります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	11,192,400株	(平成29年5月31日現在)
一般募集による増加株式数	560,000株	
一般募集後の発行済株式総数	11,752,400株	
本第三者割当増資による増加株式数	182,500株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	11,934,900株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資)」の割当株式数の全株式に対しSMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	656,764株	(平成29年5月31日現在)
一般募集による処分株式数	656,700株	
処分後の自己株式数	64株	

## 4. 調達資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限1,746,520,256円については、平成31年8月末までに1,200,000,000円を本社工場増設用の土地取得、建物建設及び生産設備等購入資金に、平成31年8月末までに300,000,000円を関東事業所の工場増設用の土地取得、建物建設及び生産設備等購入資金に、平成30年8月末までに246,520,256円を長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

また、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、平成29年7月24日現在における当社の重要な設備の新設計画は次のとおりであります。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社	鹿児島県 出水市	精密部品事業	土地	400,000	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年 9月	平成30年 8月	(注2)
本社	鹿児島県 出水市	精密部品事業	建物生産設備	550,000	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年 9月	平成31年 8月	(注2)
本社	鹿児島県 出水市	精密部品事業	生産設備等	1,250,000	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年 9月	平成31年 8月	(注2)
関東	埼玉県 朝霞市	精密部品事業	土地	100,000	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年 9月	平成30年 8月	(注2)
関東	埼玉県 朝霞市	精密部品事業	建物生産設備	100,000	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年 9月	平成30年 8月	(注2)
関東	埼玉県 朝霞市	精密部品事業	生産設備等	200,000	-	自己資金、 増資資金及び 自己株式処分資金	平成29年 9月	平成31年 8月	(注2)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、当社の企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして認識しており、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、配当による株主への利益還元に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、段階的に配当性向の考えを取り入れたいと考えております。なお、中期的な配当性向の目途といたしましては、平成27年10月14日発表の新中期事業計画の期間中に35%以上に向上することといたします。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1)利益配分の基本方針」に記載の通りであります。

### (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために有効投資してまいりたいと考えております。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期
1株当たり当期純利益	57.80円	106.32円	69.00円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	0.00円 (0.00円)	36.00円 (0.00円)	15.00円 (7.00円)
実績配当性向		11.3%	21.7%
自己資本当期純利益率	123.6%	100.7%	42.9%
純資産配当率		8.8%	11.8%

- (注) 1. 平成26年3月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、平成26年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。なお、1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
2. 実績配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、平成27年9月1日付の株式分割が、平成27年8月期の期首に行われたものと仮定しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を、自己資本(純資産額合計から新株予約権を控除した額の期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、平成27年9月1日付の株式分割が、平成27年8月期の期首に行われたものと仮定しております。
5. 平成26年8月期の実績配当性向及び純資産配当率は当該決算期間において配当を行っていないた

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

め記載していません。

## 6. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

#### 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成26年8月期	平成27年8月期	平成28年8月期	平成29年8月期
始 値	95,100円 710円	1,215円 ○590円	649円	714円 *868円
高 値	104,000円 1,468円	2,590円 ○687円	904円	2,040円 *1,747円
安 値	55,300円 510円	765円 ○590円	419円	688円 *718円
終 値	71,000円 1,185円	1,788円 ○654円	714円	1,804円 *1,451円
株価収益率	6.83倍	6.15倍	10.34倍	-倍

(注) 1. 印は、平成26年3月1日付の普通株式1株につき100株の株式分割による権利落後の株価であり、○印は、平成27年9月1日付の普通株式1株につき3株の株式分割による権利落後の株価であり、\*印は、平成29年3月1日付の普通株式1株につき2株の株式分割による権利落後の株価であります。

2. 平成29年8月期の株価等については、平成29年7月21日(金)現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。また、平成29年8月期については未確定のため記載していません。

#### 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

### (4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である前田俊一及び前田美佐子は、SMB C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMB C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、SMB C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 親会社以外の支配株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 29 年 7 月 24 日開催の取締役会において決議しました前記「 . 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 1 . 公募による新株式発行（一般募集）」及び「 . 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 2 . 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の新株式発行及び自己株式の処分に伴い、当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みであります。

### 2. 異動する株主の概要

- (1) 氏 名 前田俊一
- (2) 住 所 鹿児島県出水市
- (3) 当社との関係 代表取締役社長

### 3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	合算対象分	計
異動前 （平成 29 年 5 月 31 日現在）	支配株主（親会社を除く。）	48,164 個 （45.72%）	7,040 個 （6.68%）	55,204 個 （52.40%）
異動後	主要株主である 筆頭株主	48,164 個 （40.99%）	7,040 個 （5.99%）	55,204 個 （46.98%）

（注）1 . 議決権所有割合については、小数点第三位を四捨五入しております。

2 . 異動前の議決権の数（議決権所有割合）は、平成 29 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数 11,192,400 株から議決権を有しない株式として平成 29 年 5 月 31 日現在の自己株式 656,764 株及び単元未満株式 1,136 株を控除した総株主の議決権の数 105,345 個を基準に算出しております。

3 . 異動後の議決権の数（議決権所有割合）は、異動前の総株主の議決権の数 105,345 個に今回の公募による新株式発行によって増加する議決権の数 5,600 個及び公募による自己株式の処分によって増加する議決権の数 6,567 個を加え、総株主の議決権の数を 117,512 個として算出しております。

### 4. 異動予定年月日

前記「 . 新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し 1 . 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の払込期日

### 5. 今後の見通しについて

今回の親会社以外の支配株主の異動による経営体制及び業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。